

平成21年10月1日以降に  
出産される方から、出産育児一時金の  
①給額と②支払方法が変わりました。

### ①支給額が変わります

4万円引上げ、原則42万円となります。

※ 産科医療補償制度に加入する病院等で出産した場合に限ります。  
それ以外の場合は40万4千円となります。

### ②直接支払制度が実施されます

出産費用に出産育児一時金を充てる事ができる様、原則として愛三工業健康保険組合が出産育児一時金を病院等に直接支払う仕組みに変わります。

原則42万円の範囲内で、纏まった出産費用を事前に用意する必要が有りません。

- ※ 出産費用が42万円を超える場合は、差額分を退院時に病院等にお支払いください。  
また42万円未満の場合は、差額分を愛三工業健康保険組合に請求する事ができます。
- ※ 出産費用が42万円未満であった場合の差額分の支給は、病院等の請求を確認してからになりますので、数ヶ月間お待ちいただく事になります。
- ※ 出産育児一時金が、愛三工業健康保険組合から病院等に直接支払われる事を望まない場合は、出産後に愛三工業健康保険組合から受け取る従来の方法をご利用いただく事も可能です。  
(ただし、出産費用を退院時に病院等に一旦ご自身でお支払いいただきます。領収証のコピーを添付して出産育児一時金の請求をし、愛三工業健康保険組合から給付を受けてください。)

☆ 手続については、愛三工業健康保険組合、または出産される病院等にご確認ください。

☆ 厚生労働省ホームページにも出産育児一時金の見直しについての情報が掲載されています。ご参照ください。

**愛三工業健康保険組合**